

# 「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

## ＜参考資料＞

- ・ 提言、要請
- ・ 趣意書
- ・ 規約

日 時 平成29年1月25日（水）

11：40～12：40

会 場 衆議院第二議員会館

1階 多目的会議室

中核市市長会は、平成28年度に次の提言・要請についても政党や省庁などに働き掛けを行っております。

- ・ 国の施策及び予算に関する提言（別冊）  
＜平成28年5月25日採択＞
- ・ 公立学校施設整備の予算に関する緊急要請  
＜平成28年8月10日採択＞
- ・ 福島第一原子力発電所事故の風評被害の払拭に向けた中核市市長会宣言  
＜平成28年10月27日採択＞
- ・ 平成29年度税制改正に関する要請  
＜平成28年10月28日採択＞
- ・ 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言  
＜平成28年11月8日採択 ※指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との共同提言＞

## 公立学校施設整備の予算に関する緊急要請

学校施設は児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時の重要な拠点であるとの認識のもと、各自治体においては、平成27年度まで、構造体及び非構造部材の耐震対策を優先的に進めてきたところである。また、老朽化した学校施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など様々な課題に対応するため、計画的な改修・整備を推進している。

国の平成28年度公立学校施設整備費当初予算額は、平成27年度当初予算と比較し一般会計で64億円増額されたものの、東日本大震災復興特別会計で計上されていた1,404億円がなくなったため、全体として大幅な減額となっている。平成28年度の補助事業の採択にあたっては、耐震化事業など児童生徒の安全に直接関わる事業が優先的に採択される一方、老朽化対策や空調設備の設置、トイレの改修など多くの教育環境改善事業等への補助が見送られており、中核市全体の要望額に対する交付決定額の割合は大幅に減少している。

耐震化の事業は児童生徒の安全な学校生活に直接関わる事業であるとともに、災害発生時の拠点を確保する重要な事業であるが、給食を提供するための施設及び空調設備の設置、トイレの改修など各自治体の実情に応じて必要としている施設整備も、良好な教育環境を維持するために必要となる重要な事業であり、耐震化と併せて計画的に実施することで、安全で安心な教育環境の整備につながるものと考えている。

については、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- 1 学校施設整備に関する平成28年度の国の当初予算額と自治体からの交付申請額の差額をふまえ、補正予算等による早急な財源措置を実施すること。
- 2 公立学校施設における老朽化対策や空調設備の設置、トイレの改修など良好な教育環境の整備を計画的に進められるよう、必要な財源を着実に確保すること。

平成28年8月10日

中核市市長会

## 福島第一原子力発電所事故の風評被害の払拭に向けた 中核市市長会宣言

平成23年3月11日、多くの尊い命が失われ、地震、津波、東京電力福島第一原子力発電所の事故という他に類を見ない複合震災となった東日本大震災の発生から5年が経過しました。

私たち中核市市長会は、これまで積極的に被災地のニーズを把握し、被災自治体への職員派遣や東日本大震災からの復興及び原子力発電所事故の対応に関する国への要望など、継続的に支援を行っているところです。

このような中、今回、私たちは、東日本大震災以降初めて、被災地である福島県で中核市サミットを開催し、地震や津波で被災した地域の復興が力強く進んでいる現状を直接感じることができました。

しかしながら、原子力発電所の事故の影響については、今なお約9万人の方々が福島県内外で避難生活を強いられているとともに、嚴重な放射能のモニタリング体制を整えているにもかかわらず根強く残る風評の影響により、農林水産物の出荷額や観光客数が震災前の水準まで戻らないなど、依然として多くの課題があります。

こうした課題に対し、懸命に努力をされている被災地の皆様の姿など、私たちが感じた被災地の現状をより多くの方々に知っていただくことは、真の復興を成し遂げるためには大変重要です。

このことから、「中核市サミット2016 in いわき」で共有した現状や課題を踏まえ、原子力発電所の事故に伴う風評被害を完全に払拭し、新たな復興・創生への挑戦をより一層応援するために、本日ここに宣言します。

- 1 中核市市長会は、原子力発電所の事故に伴う風評被害を払拭するために、農林水産物や観光をはじめとする被災地に関する正しい情報の発信やPRに努め、被災地の復興・創生に向け連携して取り組みます。
- 2 中核市市長会は、原子力発電所の事故に伴う風評被害を払拭するために、国の取組がより一層加速するよう、国への働きかけを行います。

平成28年10月27日  
中核市市長会

## 平成29年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成29年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

### 1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りとし、期間の延長や対象の拡大等は断じて行わないこと。

### 2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないように必要な財源措置を講じること。

### 3 車体課税の見直しに当たっての対応

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、自動車取得税については、景気浮揚を目的として先行して廃止・縮小することなく、現行制度を堅持すること。

また、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。

#### 4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

#### 5 地方消費税率引上げの延期に伴う代替財源の確保

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、基礎自治体においては既に社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることがないように必要な代替財源を確保すること。

#### 6 個人所得課税における人的控除等の見直し

- ① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。
- ② 「共働き世帯の増加」「ライフスタイルの変化」「女性の社会進出の後押し」を背景として、「夫婦控除」の導入を含めた「配偶者控除の見直し」が検討されているが、これまで専業主婦（夫）及びパート労働により配偶者控除を受けていた世帯等に対する影響を考慮し、見直しに当たっては慎重に検討するとともに、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。
- ③ 寡婦(夫)控除については、婚姻歴の有無により負担に差異が生じていることを踏まえ、人的控除等のあり方の見直しの中で適切に検討すること。

#### 7 ふるさと納税ワンストップ特例制度の運用の見直し

ふるさと納税に係る所得税控除相当額について、ワンストップ特例制度が適用された場合においても、確定申告を行った場合と同様に、個人住民税と所得税のそれぞれから控除することにより対応すること。

#### 8 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方消費税の拡充等による地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

## **9 地方税における税負担軽減措置等整理合理化**

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

平成28年10月28日

中核市市長会

## 指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言

近年、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、「人口減少・少子高齢化」、「東京一極集中」への対策が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、地域の中心的な役割を担っている指定都市・中核市・施行時特例市は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生や一億総活躍社会の実現等に主体的に取り組んでおり、地域の更なる活性化や日本の社会・経済の発展のために果たす役割は、これまで以上に大きくなっている。

日本の総人口の約44%に当たる約5,600万人が居住する指定都市・中核市・施行時特例市が抱える特有の課題を解決し、自らの判断と責任に基づいた自律的な行財政運営を行うことができるよう、次のことを提言する。

### 1 地方創生の一層の推進

(1) 地方創生の推進においては、住民に最も身近な基礎自治体が地域の実情を踏まえ、地方版総合戦略を策定するとともに、自らの判断と責任により主体的に行財政運営を行い、課題を解決することを目指している。

地方版総合戦略の推進に向け、地方創生をけん引する役割を担う指定都市・中核市・施行時特例市が積極的に地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業分野の拡充や交付申請事業数の制限の緩和をはじめ、自由度が高く継続的なものとする等、地域の実情に応じた課題を解決するための施策の強力な推進に資するものとする。

(2) コンパクト化とネットワーク化による経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るため、連携中枢都市圏構想の取組が進められているが、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる連携の取組を一層推進できるよう、財政面も含めた支援を強化すること。

また、同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等は切実な課題であり、各都市が課題解決に向け、近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があることを踏まえ、地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう同構想の対象要件を緩和すること。

(3) 地方拠点強化税制の活用実績等に鑑みて、真に実効性のある制度とするため、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充する等、企業にとって活用しやすいものとする。また、対象地域について、三大都市圏の既成市街地等が対象外とされているが、当該地域についても優遇措置の対象にすると



ともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては、更なる優遇措置を講じること。

## 2 一億総活躍社会の実現

国は、一億総活躍社会の実現に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、新たな「三本の矢」である「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を実現していくとしている。

基礎自治体たる指定都市・中核市・施行時特例市は、地域経済の活性化に尽力し、また、子育て世代を最前線で支えている。国は、新・三本の矢を実現するため、基礎自治体が必要とする財源を国の責任において確保し、我々がその役割を全うできるよう、各種検討会議に指定都市・中核市・施行時特例市を積極的に参画させること等により各地域の実情の把握に努めるとともに、地方の声を聴き入れ、未来を見据えた国づくり・地域社会づくりに取り組むこと。

## 3 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が自らの判断と責任により、地域の実情に沿ったまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、国と地方自治体の役割を改めて整理し、指定都市・中核市・施行時特例市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、平成27年4月に中核市指定人口要件が緩和され、事実上特例市と一本化されたが、今後地方分権を進めるにあたっては、都市区分による一律の議論のみによらず、地域の実情に応じて、「手挙げ方式」などの活用により、選択的に事務・権限等の移譲を受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市及び施行時特例市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 現在、国においては、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているところであるが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最

大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度により移譲がなされている権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる地方自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講じること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

#### 4 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。
- (3) 地方が必要とする一般財源総額については、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。  
なお、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月まで延期することが打ち出されたが、延期にあたっては、子ども・子育て支援や医療、介護の充実等、社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

#### 5 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 東日本大震災や熊本地震、北海道や岩手をはじめ全国各地に多大な被害をもた

らした今夏の台風・豪雨災害のような大規模災害・広域災害による被害は、直接的なものだけではなく、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞など多方面に及び、復旧・復興に向けた取組は長期にわたるのが実態である。

国においては、被災者に最も身近な存在である指定都市・中核市・施行時特例市をはじめとした基礎自治体の意見を十分に踏まえるとともに、災害復旧・復興の取組に必要な財政措置を早急に講じること。

また、特に、指定都市市長会が長年にわたり、道府県からの権限移譲等を求めている災害対応法制の見直しについては、国民の安全・安心に大きく寄与することから、速やかに行うこと。

(2) 近年、学校施設の改修・整備に係る交付金が大幅に減少しており、基礎自治体が計画する事業の多くが採択されない状況にある。このような状況下では、基礎自治体は計画的な改修・整備に取り組みず、児童生徒の安全や教育環境の改善に重大な支障が生じることとなる。

さらに、学校施設は、児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時には住民の命を守る拠点となる場所であり、住民の安全・安心を守るためにも施設改修・整備に早急かつ着実に取り組む必要がある。

については、今回の熊本地震の際に、多くの小中学校が避難所として使用できなくなったこと等も踏まえ、学校施設の耐震化はもとより、老朽化対策や環境改善等を各基礎自治体が着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

## 6 三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会については、同様の仕組みが十分に確立されてはいない。

地域の実情を的確に国の施策等に反映するためには、地方自治体と国が丁寧に協議を行うことが求められ、地域の中枢を担う三市長会として、その必要性を認識している。

については、国と地方の協議の場への三市長会各会の代表者の参画等、三市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

平成 28 年 11 月 8 日  
指定都市市長会  
中核市市長会  
全国施行時特例市市長会

# 指定都市・中核市・施行時特例市一覽

※ 区分は平成29年1月1日現在、人口は平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)

区分	人口(人)	構成比	団体数
特別区	9,272,740	7.3%	23
指定都市	27,497,224	21.6%	20
中核市	18,901,100	14.9%	48
施行時特例市	9,322,156	7.3%	36
20万以上の一般市	3,843,340	3.0%	12
その他の一般市	47,352,263	37.3%	675
町村	10,905,922	8.6%	927
全国	127,094,745	100.0%	1,741

人口(人)	構成比	団体数
59,563,820	46.9%	116
32,066,596	25.2%	96

## 【指定都市】

都道府県名	市名	人口(人)
北海道	札幌市 *	1,952,356
宮城県	仙台市 *	1,082,159
埼玉県	さいたま市	1,263,979
千葉県	千葉市	971,882
神奈川県	横浜市	3,724,844
神奈川県	川崎市	1,475,213
神奈川県	相模原市	720,780
新潟県	新潟市 *	810,157
静岡県	静岡市 *	704,989
静岡県	浜松市 *	797,980
愛知県	名古屋市	2,295,638
京都府	京都市	1,475,183
大阪府	大阪市	2,691,185
大阪府	堺市	839,310
兵庫県	神戸市	1,537,272
岡山県	岡山市 *	719,474
広島県	広島市 *	1,194,034
福岡県	北九州市 *	961,286
福岡県	福岡市 *	1,538,681
熊本県	熊本市 *	740,822
計	20	27,497,224

(\* 連携中枢都市の要件を満たす市 10)

## 【中核市】

都道府県名	市名	人口(人)
北海道	函館市 *	265,979
北海道	旭川市 *	339,605
青森県	青森市 *	287,648
青森県	八戸市 *	231,257
岩手県	盛岡市 *	297,631
秋田県	秋田市 *	315,814
福島県	郡山市 *	335,444
福島県	いわき市 *	350,237
栃木県	宇都宮市 *	518,594
群馬県	前橋市 *	336,154
群馬県	高崎市 *	370,884
埼玉県	川越市	350,745
埼玉県	越谷市	337,498
千葉県	船橋市	622,890
千葉県	柏市	413,954
東京都	八王子市	577,513
神奈川県	横須賀市	406,586
富山県	富山市 *	418,686
石川県	金沢市 *	465,699
長野県	長野市 *	377,598
岐阜県	岐阜市 *	406,735
愛知県	豊橋市	374,765
愛知県	岡崎市	381,051
愛知県	豊田市 *	422,542
滋賀県	大津市	340,973
大阪府	豊中市	395,479
大阪府	高槻市	351,829
大阪府	枚方市	404,152
大阪府	東大阪市	502,784
兵庫県	姫路市 *	535,664
兵庫県	尼崎市	452,563
兵庫県	西宮市	487,850
奈良県	奈良市	360,310
和歌山県	和歌山市 *	364,154
岡山県	倉敷市 *	477,118
広島県	呉市 *	228,552
広島県	福山市 *	464,811
山口県	下関市 *	268,517
香川県	高松市 *	420,748
愛媛県	松山市 *	514,865
高知県	高知市 *	337,190
福岡県	久留米市 *	304,552
長崎県	長崎市 *	429,508
長崎県	佐世保市 *	255,439
大分県	大分市 *	478,146
宮崎県	宮崎市 *	401,138
鹿児島県	鹿児島市 *	599,814
沖縄県	那覇市 *	319,435
計	48	18,901,100

## 【施行時特例市】

都道府県名	市名	人口(人)
山形県	山形市 *	253,832
茨城県	水戸市 *	270,783
茨城県	つくば市 *	226,963
群馬県	伊勢崎市 *	208,814
群馬県	太田市 *	219,807
埼玉県	熊谷市	198,742
埼玉県	川口市	578,112
埼玉県	所沢市	340,386
埼玉県	春日部市	232,709
埼玉県	草加市	247,034
神奈川県	平塚市	258,227
神奈川県	小田原市	194,086
神奈川県	茅ヶ崎市	239,348
神奈川県	厚木市	225,714
神奈川県	大和市	232,922
新潟県	長岡市 *	275,133
新潟県	上越市 *	196,987
福井県	福井市 *	265,904
山梨県	甲府市 *	193,125
長野県	松本市 *	243,293
静岡県	沼津市 *	195,633
静岡県	富士市 *	248,399
愛知県	一宮市	380,868
愛知県	春日井市	306,508
三重県	四日市市 *	311,031
大阪府	岸和田市	194,911
大阪府	吹田市	374,468
大阪府	茨木市	280,033
大阪府	八尾市	268,800
大阪府	寝屋川市	237,518
兵庫県	明石市	293,409
兵庫県	加古川市	267,435
兵庫県	宝塚市	224,903
鳥取県	鳥取市 *	193,717
島根県	松江市 *	206,230
佐賀県	佐賀市 *	236,372
計	36	9,322,156

(\* 連携中枢都市の要件を満たす市 16)

## 【20万以上の一般市】

都道府県名	市名	人口(人)
福島県	福島市 *	294,247
埼玉県	上尾市	225,196
千葉県	市川市	481,732
千葉県	松戸市	483,480
千葉県	市原市	274,656
東京都	府中市	260,274
東京都	調布市	229,061
東京都	町田市	432,348
東京都	西東京市	200,012
神奈川県	藤沢市	423,894
三重県	津市 *	279,886
徳島県	徳島市 *	258,554
計	12	3,843,340

(\* 連携中枢都市の要件を満たす市 3) (\* 連携中枢都市の要件を満たす市 32)

※ 着色した市は中核市候補市(計16市。平成28年4月1日現在)、\*を付した市は、連携中枢都市の要件を満たす市(計61市)

## 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書

中核市は、住民に身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスの不断の向上に努めるとともに、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを展開するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を担っています。

現在、日本国内においては人口減少への対策をはじめ、都市再生や安心・安全のまちづくりなど、喫緊の課題が山積しています。これらの課題解決のためには地域の活性化が不可欠であり、中核市は基礎自治体として住民生活に身近な施策を推進するとともに、近隣市町村と緊密な連携を図り、地域の牽引役を十分に果たしていく必要があります。そのため、中核市の更なる機能強化を伴った地方分権の推進が急務となっています。

地方分権については、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、その間、第1次・第2次の改革を通じて一定の成果がありました。しかしながら、中核市が地域の発展に向けた機能や役割を果たす上では、未だ不十分と言わざるを得ません。国の施策とそれに伴う社会経済の変化を見据え、改めて国と地方の役割を見直し、中核市をはじめとする基礎自治体が、自主的・自立的に施策を決定できる真の分権型社会の実現が求められています。

中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進するに当たり、党派を超えた国会議員各位のご支援により「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」を設立いたしたく、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

平成26年7月23日

呼びかけ人

中核市市長43名〔職名・氏名省略〕

## 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約

### (名 称)

第1条 本会の名称は、「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」とする。

### (目 的)

第2条 本会は、地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などに寄与することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核市市長会の事業活動に対する支援
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

### (会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

### (事務局)

第5条 本会の庶務は、中核市市長会事務局において処理する。

### 附 則

この規約は、平成26年7月23日から施行する。